

新しい幸せを、わかすこと。



第70回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年3月26日(木曜日)午前10時(受付開始は午前9時)

開催場所

神戸市中央区北野町1丁目
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2020年3月25日(水曜日)

午後5時まで

※詳細は3・4ページをご参照ください。



株式会社ノリツ

証券コード 5943

目次

招集ご通知

第70回定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使についてのご案内	3

株主総会 参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	6

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	13
2. 会社の株式に関する事項	23
3. 会社の新株予約権に関する事項	24
4. 会社役員に関する事項	25
5. 会計監査人の状況	28
6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要	28
7. 会社の支配に関する基本方針	33

連結計算書類 計算書類

連結貸借対照表	35
連結損益計算書	36
貸借対照表	37
損益計算書	38

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	39
会計監査人の監査報告書謄本	40
監査等委員会の監査報告書謄本	41

Mission

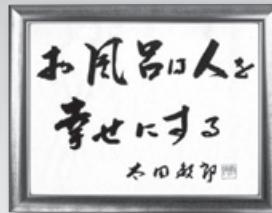
新しい幸せを、わかすこと。

人と地球の笑顔に向けて暮らしの
感動をお届けするノーリツグループ

Value

品質を最重視し、一步先ゆく製品・
サービスを提供します

公平、公正、透明性ある活動をしませ
社員と共に成長し、社会に貢献します
情熱をもって変革、挑戦、創造します



創業の原点

ノーリツの歴史は、1951年に能率風呂工業を創設したことに始まります。創業の原点「お風呂は人を幸せにする」。このメッセージには、戦後復興期において人々の生活水準を向上させたいという情熱が凝縮されていました。

- ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.noritz.co.jp/>)において掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類の事業報告には記載しておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

計算関係書類の以下の事項

- ① 連結株主資本等変動計算書 ② 連結計算書類の連結注記表
③ 株主資本等変動計算書 ④ 計算書類の個別注記表

- ◎ 事業報告、連結計算書類・計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ(<https://www.noritz.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

神戸市中央区江戸町93番地
株式会社ノーリツ
代表取締役社長 國井 総一郎

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年3月25日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2020年3月26日(木曜日)午前10時(受付開始は午前9時)

2. 場所 神戸市中央区北野町1丁目
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

3. 目的事項

報告事項

①第70期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

②第70期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

次ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時

2020年3月26日(木)
受付開始：午前9時
開 会：午前10時

2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を
記入のうえ返送

行使期限

2020年3月25日(水)
午後5時必着

3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて各議案の賛否を入力

行使期限

2020年3月25日(水)
午後5時まで



◎バーコード読取機能付のスマートフォンで左の「QRコード」をお読み取りいただき、議決権行使サイトにアクセスしていただくことも可能です。

(「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

詳しくは、4ページをご覧ください。

《機関投資家の皆様へ》

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

【インターネットによる議決権の行使のご案内】

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。)
- (2) インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ① 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ② 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いいたしますのでご了承ください。
 - ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
 - ② セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ③ スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本としておりますが、第70期の期末配当金につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金 16円
配当総額 752,376,128円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月27日

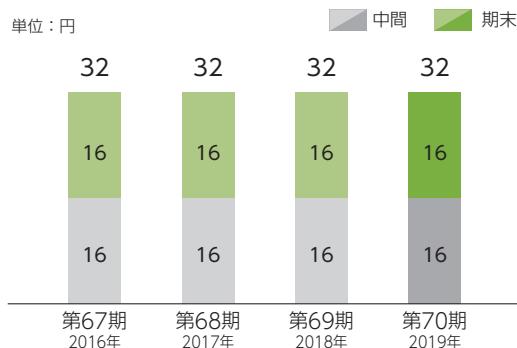
ご参考 株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けております。配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本とし、2018年度から2020年度までの3ヶ年について、自己株式取得を含めた連結ベースの総還元性向50%を目処とし、株主の皆様へのより積極的な利益還元に努めてまいります。

ただし、2019年度は期初公表時の親会社株主に帰属する当期純利益の50%を下限といたします。また、2020年度は年間配当金1株当たり32円(中間16円、期末16円)を下限といたします。

配当金の推移

単位：円



第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(6名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	候補者属性
1	こく い そう いち ろう 國 井 総 一 郎	代表取締役社長	再任
2	はら まき 腹 巻	取締役兼専務執行役員	再任
3	ひろ さわ まさ みね 廣 澤 正 峰	取締役兼専務執行役員	再任
4	たけ なか まさ ゆき 竹 中 昌 之	取締役兼常務執行役員	再任
5	ひろ おか かず し 廣 岡 一 志	常務執行役員	新任
6	たか はし ひで あき 高 橋 秀 明	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 (株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>こく い そう いち ろう 國井 総一郎 (1953年7月31日生)</p> <p>【所有する当社株式数】 34,111株</p>	<p>1976年4月 当社入社 2001年3月 ロケットボイラー工業(株)(現(株)アールビー)代表取締役社長 2002年10月 (株)ハーマン取締役副社長 2003年3月 当社取締役 (株)ハーマン代表取締役社長 2004年7月 当社常務取締役営業本部長 2007年3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 2008年9月 当社取締役兼常務執行役員経営統括本部長 2009年9月 当社代表取締役社長兼代表執行役員 2017年3月 当社代表取締役社長(現任) 2017年5月 一般社団法人神戸経済同友会代表幹事 2018年4月 (株)みなと銀行社外取締役(現任) 2019年11月 神戸商工会議所副会頭 現在に至る</p>
再任		<p>【重要な兼職の状況】 (株)みなと銀行社外取締役、神戸商工会議所副会頭</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、2009年から当社代表取締役社長に就任し、国内需要が低迷する中、海外事業での業績拡大と国内の経営構造改革を行い、リーダーシップを発揮しております。そのため、今後も代表取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。</p>
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
2	<p>はら まき さとし 腹巻 知 (1959年4月16日生)</p> <p>【所有する当社株式数】 8,500株</p>	<p>1983年4月 当社入社 2009年2月 信和工業(株)代表取締役社長 2011年1月 当社執行役員研究開発本部副本部長 2014年9月 当社常務執行役員研究開発本部長 2015年3月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長 2017年1月 当社国内事業本部温水事業部長(現任) 2019年1月 当社取締役兼専務執行役員国内事業本部長 現在に至る</p>
再任		<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社取締役に就任した後も、研究開発本部長として新製品開発部門を牽引してまいりました。また、2019年1月より国内事業本部長に就任し、その職責を果たしております。今後も国内事業を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
3 再任	<p>ひろ さわ まさ みね 廣澤 正峰 (1961年12月13日生)</p> <p>[所有する当社株式数] 5,000株</p>	<p>1988年11月 当社入社 2010年 1月 関東産業㈱代表取締役社長 2011年10月 当社執行役員 能率(中国)投資有限公司董事兼総経理 能率(上海)住宅設備有限公司董事長 2016年 4月 当社常務執行役員国際事業本部中国事業推進室長 Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長(現任) Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長(現任) 2016年 7月 能率(中国)投資有限公司董事長(現任) 2017年 1月 当社常務執行役員国際事業本部長 能率香港有限公司董事長(現任) 2017年 2月 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director(現任) 2017年 3月 当社取締役兼常務執行役員国際事業本部長 2019年 1月 当社取締役兼専務執行役員国際事業本部長 現在に至る</p>
	<p>【重要な兼職の状況】 能率(中国)投資有限公司董事長、能率香港有限公司董事長、Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長、Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長、NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社取締役に就任した後、海外子会社の経営にも役員として携わりながら、海外事業の業績拡大に貢献し、国際事業本部長としての職責を果たしております。今後も海外事業を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
4 再任	たけ なか まさ ゆき 竹中 昌之 (1963年9月24日生) [所有する当社株式数] 3,100株	1992年1月 当社入社 2004年3月 (株)ハーマン取締役企画管理統括部長 2011年6月 (株)ハーマン常務取締役管理本部長 2012年1月 当社管理本部総務部長 2013年10月 (株)エスコアハーツ代表取締役社長 2016年4月 当社執行役員 2017年1月 当社上席執行役員管理本部長 2017年3月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長 2019年1月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

同氏は、当社取締役に就任した後、全社管理部門を統括する経営管理本部長としての職責を果たしております。今後も経営管理本部を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
5 新任	ひろ おか かず し 廣岡 一志 (1964年4月9日生) [所有する当社株式数] 3,313株	1987年4月 当社入社 2016年1月 当社執行役員国内事業本部営業本部副本部長 2017年9月 当社常務執行役員国内事業本部営業本部長 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

同氏は、国内事業の営業本部の支店長および営業本部副本部長を歴任した後、2017年9月より国内事業の営業本部長に就任し、国内事業の再建に貢献してまいりました。そのため、今後同氏が国内事業の営業本部を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)
6	たかはし ひであき 高橋 秀明 (1943年11月26日生)	1966年 4月 (株)神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 1992年 4月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行) 関西総務部長 1995年 7月 同行取締役神戸営業部長 1998年 6月 (株)さくらケーシーエス代表取締役社長 2003年 6月 (株)神戸国際会館監査役 2004年 6月 同社代表取締役専務 (株)さくらケーシーエス取締役 2008年 6月 フジッコ(株)社外監査役 2013年 3月 当社社外監査役 2016年 3月 当社社外取締役 現在に至る
再任	【所有する当社株式数】 0株	
社外		
独立		

【社外取締役候補者とした理由】

同氏は、金融機関における幅広い業務経験および会社経営者としての豊富な経験、ならびに当社の社外監査役の歴任を通じて得た当社の業務内容に関する豊富な経験と実績を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。また、当社の業務執行に対し、これまでも独立した立場から助言および監督する職責を果たしていただいております。また、今後も取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋秀明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数について
高橋秀明氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は7年となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約の締結について
当社は、高橋秀明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、高橋秀明氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者の独立性について
高橋秀明氏は、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。
6. 「所有する当社株式数」については、2019年12月31日現在の所有株式数（従業員持株会における持分を含む。）を記載しております。

■監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬について、監査等委員3名全員が指名諮問委員会および報酬諮問委員会に出席し、確認いたしました。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任手続は適切であり、各候補者は専門知識と豊富な経験を有し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断いたします。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の手続は適正であり、報酬体系、報酬額の算出方法等から報酬等の内容は妥当であると判断いたします。

(参考資料) 独立社外役員選定基準

当社は、当社の社外役員および社外役員候補者が当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断し、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないとは、次の各項目の要件の全てに当てはまらないと判断される場合をいいます。

1. 当社および関係会社との関係
 - (1) 当社および関係会社（以下まとめて「ノーリツグループ」という。）の現在の業務執行取締役または執行役員、支配人その他の使用人（以下まとめて「業務執行取締役等」という。）である者。
 - (2) 独立社外役員就任前の10年間に於いて、ノーリツグループの業務執行取締役等であった者。但し、その就任前の10年間のいずれかの時に於いて当社の業務執行取締役でない取締役（以下「非業務執行取締役」という。）、監査役または会計監査人であったことがある者にあつては、それらの役職への就任前の10年間に於いて、当社の業務執行取締役等であった者。
2. 株主との関係
 - (1) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の株主（以下「主要株主」という。）、または主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人である者。
 - (2) 直近5年間に於いて、当社の現在の主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
3. 経済的利害関係
 - (1) 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
 - (2) ノーリツグループから直近3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織、その他の業務執行者。
 - (3) ノーリツグループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員またはその支配人その他の使用人であった者。
4. 取引先企業および得意先企業との関係
 - (1) ノーリツグループから直近4事業年度のいずれかにおいて、年間連結総売上高の2%以上の支払を受けた者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
 - (2) ノーリツグループに対し、直近4事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を行った者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

5. 債権者との関係

- (1) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他大口債権者（以下「大口債権者等」という。）、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 直近3年間に於いて大口債権者等、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

6. 専門的サービス提供者との関係

- (1) ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者。
- (2) 直近3年間に於いて、ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、ノーリツグループの監査業務を担当していた者。
- (3) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、ノーリツグループから、直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- (4) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、ノーリツグループから直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている者の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

7. 在任期間

当社において現在独立社外役員のうち取締役の地位にあり、かつ通算の在任期間が8年を超える者。

8. 近親者

上記1. ないし7. までの各号に定めた者の配偶者または三親等内の親族もしくは同居の親族。

9. その他

上記1. ないし8. までの各号に該当しない場合でも、その他の事由で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれのある者。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済減速の影響がみられるものの、緩やかな回復基調が続き、個人消費も消費税増税に伴う駆け込み需要と雇用・所得の改善を背景に緩やかに増加しました。また海外経済においては、米国では金融緩和による設備投資拡大や個人消費の増加が景気を下支えたものの、米中貿易摩擦による中国市況の停滞が不安含みの状況となりました。

国内住宅市場におきましては、新築住宅着工戸数が減少し、新設住宅向けの住宅設備機器の需要は前年を下回りました。また、消費税増税に伴う駆け込み需要もありましたが、取替需要も前年を下回りました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画『Vプラン20』の方針に基づき、国内事業の収益力の強化、海外事業の拡大に向けた取組みを進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,083億96百万円(前年同期比0.7%減)となりました。利益面につきましては、営業利益が26億93百万円(同44.0%減)、経常利益が34億37百万円(同45.1%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、15億12百万円(同73.8%減)となりました。

売上高 **2,083億円** 前年同期比 **0.7%減**

営業利益 **26億円** 前年同期比 **44.0%減**

経常利益 **34億円** 前年同期比 **45.1%減**

親会社株主に帰属する当期純利益 **15億円** 前年同期比 **73.8%増**

海外事業
28.1%

売上高
構成比

国内事業
71.9%

国内事業

売上高 **1,563億2百万円**前年同期比
0.4%減営業利益 **23億96百万円**前年同期比
8.0%減

当連結会計年度の国内事業セグメントは、売上高が1,563億2百万円(前年同期比0.4%減)、セグメント利益が23億96百万円(同8.0%減)となりました。

温水空調分野では、新設住宅需要および取替需要が前年を下回る中、一昨年に発売した「見まもり」「キレイ」機能を備えた主力商品「GT-C62シリーズ」を中心に高効率ガス給湯器「エコジョーズ」の販売を促進しました。また、ガス温水暖房付きふろ給湯器におきましては、浴室暖房乾燥機との連動によって「見まもり」機能をさらに強化した「GTH-C61シリーズ」を発売しました。

厨房分野では、昨年8月に発売した、自動でグリル調理が可能なマルチグリルに燻製や低温調理の機能を追加したほか、専用のスマートフォンアプリとの連携が可

能となった高級グレードの新製品「プログレシリーズ」の販売に注力しました。また、グリル料理の楽しさを広める「毎日グリル部」の運営とあわせ、ガスビルトインコンロの中高級グレードの拡販に努めました。

住設システム分野では、リフォームでの間口対応が可能なシステムキッチン「レシピアシリーズ」や、おそうじ浴槽を標準搭載したシステムバス「ユパティオシリーズ」でリフォーム需要獲得に向けた提案に取り組みました。

国内事業全体では上半期は大幅な給湯器需要の減少によって、セグメント損失を計上しましたが、高付加価値商品の拡販や原価低減努力により、通期では減収減益ながらセグメント利益を確保することとなりました。

海外事業

売上高 **616億83百万円**前年同期比
0.9%減営業利益 **2億97百万円**前年同期比
86.5%減

当連結会計年度の海外事業セグメントは、売上高が616億83百万円(前年同期比0.9%減)、セグメント利益が2億97百万円(同86.5%減)となりました。

米国においては、市場成長および昨年1月に買収した米国ボイラーメーカーPB Heat, LLCを連結したこと等

(注) 上記文中の各事業セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

により増収となりました。その一方で、海外事業のうち最も売上高構成比率の高い中国において、市況停滞により大幅な減収減益となったことから、海外事業全体では減収減益となりました。

企業集団のセグメント別販売実績

(単位:百万円)

事業区分	第69期	第70期	前年同期比増加率
国内事業	151,051	149,834	△0.8%
海外事業	58,816	58,562	△0.4%
合計	209,868	208,396	△0.7%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額につきましては、74億19百万円であります。その内訳は、生産設備および基本設備の整備、更新等45億65百万円、金型16億95百万円、ソフトウェア等11億58百万円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および銀行からの短期借入金にてまかなっております。

(4) 対処すべき課題

1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業の原点「お風呂は人を幸せにする」を大切にしつつ、今後の事業展開を見据えてグループミッションを策定しております。グループミッション「新しい幸せを、わかすこと。人と地球の笑顔に向けて暮しの感動をお届けするノーリツグループ」には、すべてのステークホルダーに対し「暮し」の領域で感動していただける価値を提供し、多くの笑顔を生み出していくことを目指して企業活動を進めていくという思いを込めております。

2) 目標とする経営指標

当社グループは、2017年度からスタートし、2020年度を最終年度とした中期経営計画『Vプラン20』に基づき、業績計画の達成を目標に取り組みまいりました。そのような中、国内においては住宅関連市場および住宅設備機器の取替需要の低迷、海外においては米中貿易摩擦による中国市況の景気減速などの影響を受けて、著しく業績が悪化いたしました。これを受けて、2019年11月に住設システム分野からの撤退と希望退職の募集を柱とする「国内事業における構造改革」の実施を公表いたしました。

2020年度は構造改革フェーズと位置づけ、構造改革により年間換算で55億円の固定費削減（2019年度比）を目指すとともに、海外事業においても中国エリアの人員削減などによる構造改革に取り組み、業績計画「売上高1,900億円 営業利益28億円」の達成を目指してまいります。

3) 2020年度の経営課題

世界経済は、米中貿易摩擦の長期化ならびに日韓、EUおよび中東の情勢など、各地域の問題による不透明感は強いものの、新興国における生活水準向上のニーズや、地球規模での問題となっている温室効果ガス排出量削減に向けた環境・省エネニーズは、今後も高まっていくものと想定しております。

また、国内経済では人口・世帯減少の影響を受け住宅関連市場は中長期的に減少傾向にある一方で、AI・IoTといったデジタル技術が暮らしに入り込むことで新たなニーズが広がってくるものと想定しており、加えてホテルなどの宿泊施設やレストランを中心としたお湯が使われる商業用施設において、高効率機器の新たな市場が広がるものと考えております。

国内事業および海外事業における課題は次のとおりです。

【国内事業】

国内事業においては、環境規制の強化や人口減少および世帯数減少の影響を受け、主力の温水機器需要が新設のみならず取替についても減少局面を迎えるにあたり、取替需要の捕捉と喚起、高付加価値商品の販売強化による収益拡大、ものづくり現場における人手不足対策などが重要であると考えています。具体的な課題は以下のとおりです。

①お客さまとの接点強化（点検、修理、サービス等）を軸としたユーザー困り込みによる取替需要の確保

- ②商業用施設および介護・福祉施設などの非住宅向け市場への製品・サービスの品揃え拡大と取組み体制の再構築
- ③ものづくり変革として製造工程および構内物流の自動化による生産効率改善

【海外事業】

海外事業においては、売上高の大半を占める中国エリアの事業環境への対応や、新たなエリアでの事業展開および商材拡大に取り組む必要があると考えております。具体的な課題は以下のとおりです。

- ①中国エリアの構造改革による収益力強化
- ②中国・北米・豪州エリアにおける業用・暖房事業の推進・拡大
- ③新規エリアとして東南アジアの事業拠点配置と事業開拓

4) 事業活動を通じた社会課題への取組み

当社グループが行っている事業は、人々の生活に密着した事業であると考えております。世界のそれぞれの地域に暮らす人々の抱えている社会的課題を、SDGsの取組みを踏まえ、解決することが、グループミッションで掲げている「人と地球の笑顔に向けて 暮らしの感動をお届けする」ことであると考えており、当社グループにおける見えない資産価値「Q+ESG」すなわち「品質」「環境」「社会」「ガバナンス」が社会課題解決のための切り口として重要であると考えております。

品質面においては、当社製品をお客さまに安心してご使用いただくため、当社グループに加えてビジネスパートナーの皆様と共に、より高品質な製品・サービスを提供することに加え、経年劣化による製品事故を撲滅するために、点検および取替の推進による安全・安心の提供を行ってまいります。

環境面においては、エネルギー消費機器を取り扱う企業として環境・省エネ機器のさらなる普及と新たな技術開発により低炭素社会の実現に貢献してまいります。

社会面においては、高齢者の入浴事故の低減を目指す製品の普及、スマート機器製品を含めた高付加価値商品によるラク家事等の生活利便性向上、障がい者の就労機会創出など、本業を通じた社会的な取組みを進めております。また、従業員と共に働き方改革や健康経営の取組みもスタートしております。

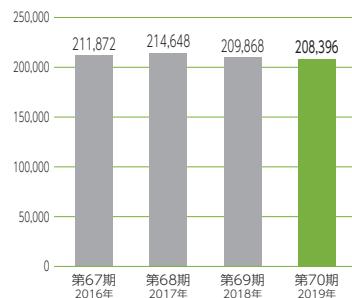
ガバナンス面においては、コーポレートガバナンス・コードに則り、コーポレートガバナンスの実効性を高めていくため、取締役会において将来の企業価値向上を見据えた中長期視点の議論を継続してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	第67期 2016年12月期	第68期 2017年12月期	第69期 2018年12月期	第70期 2019年12月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	211,872	214,648	209,868	208,396
経常利益(百万円)	9,343	8,094	6,262	3,437
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,654	5,402	5,778	1,512
1株当たり当期純利益(円)	97.34	112.98	120.86	31.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	97.30	112.89	120.70	31.71
総資産(百万円)	201,040	211,647	198,728	199,305
純資産(百万円)	111,477	121,531	114,053	114,801
1株当たり純資産額(円)	2,245.05	2,451.13	2,300.99	2,359.80

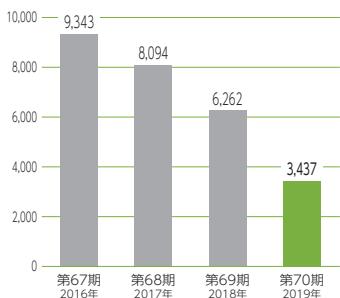
売上高

(単位：百万円)



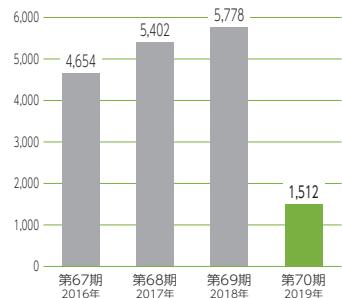
経常利益

(単位：百万円)



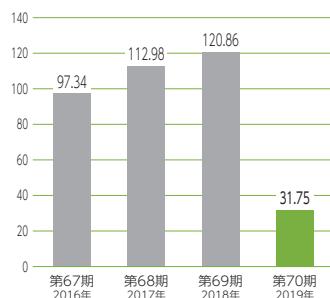
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



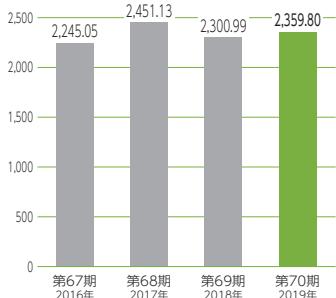
総資産・純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、上記の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6)重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ノーリツ住設(株)	10,000 千円	100.0%	温水機器等の販売
(株)エスコアーツ	30,000 千円	100.0	シェアードサービス・温水機器の部品類の製造
(株)ノーリツキャピタル	30,000 千円	100.0	グループ内キャッシュ・マネジメント・サービス
大成工業(株)	95,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
信和工業(株)	10,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
(株)アールビー	88,809 千円	100.0	温水機器・住設システム機器の製造
(株)ハーマン	310,000 千円	100.0	温水機器・厨房機器の製造・販売
(株)多田スミス	100,000 千円	100.0	厨房機器の部品類の製造
ノーリツリビングテクノ(株)	18,000 千円	100.0	温水機器等の販売・施工
(株)エヌ・エス・シー	6,000 千円	100.0	温水機器等の修理・保守
(株)テラ・テック	9,000 千円	100.0 (100.0)	温水機器等の部品類の製造
能率(上海)住宅設備有限公司	3,600 万米\$	100.0 (85.8)	温水機器の製造
能率(中国)投資有限公司	3,550 万米\$	100.0	中国の生産会社の統括管理および温水機器の販売
NORITZ AMERICA CORPORATION	1,570 万米\$	100.0	温水機器の販売
能率電子科技(香港)有限公司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の部品類の調達・販売
能率香港有限公司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の販売
東莞大新能率電子有限公司	750 万香港\$	100.0 (100.0)	温水機器等の部品類の製造
櫻花衛厨(中国)股份有限公司	32,000 万人民元	55.6 (49.5)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	8,000 万人民元	55.6 (100.0)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	4,600 万豪\$	100.0	持株会社
Dux Manufacturing Limited	0 万豪\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売
Noritz USA Corporation	5,074 万米\$	100.0	持株会社
P B H e a t , L L C	5,074 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売
Facilities Resource Group LLC	280 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器等の販売・施工

- (注) 1. 重要な子会社につきましては、当連結会計年度における主要な連結子会社24社を記載しております。
 2. (株)エヌ・エス・シーおよび(株)テラ・テックにつきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めたため、重要な子会社として記載しております。
 3. (株)テラ・テックは、信和工業(株)の100%子会社であります。
 4. 東莞大新能率電子有限公司は、能率電子科技(香港)有限公司の100%子会社であります。
 5. 佛山市櫻順衛厨用品有限公司は、櫻花衛厨(中国)股份有限公司の100%子会社であります。
 6. Dux Manufacturing Limitedは、NORITZ AUSTRALIA PTY LTDの100%子会社であります。
 7. PB Heat, LLCは、2019年1月8日付でNoritz USA Corporationが同社の全株式を取得したことにより、当社の子会社となりました。
 8. PB Heat, LLCは、Noritz USA Corporationの100%子会社であります。
 9. Facilities Resource Group LLCは、NORITZ AMERICA CORPORATIONの100%子会社であります。
 10. 関東産業(株)は2019年6月30日付で解散いたしました。
 11. 出資比率の()内は、当社子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(7) 主要な事業内容

温 水 空 調 分 野	ガス温水関連機器(ガスふろ給湯器、ガス給湯器、ガスふろがま、ガス温水暖房機)、オイル・空調関連機器(石油ふろ給湯機、石油給湯機、石油温水暖房機、暖房端末機器)、コジェネレーション、太陽熱温水器、産業用太陽光発電システム
厨 房 分 野	ガスコンロ、レンジフード、ガスオープンレンジ、ガス小型湯沸器
住 設 シ ス テ ム 分 野	システムバス、システムキッチン、洗面化粧台、浴槽

(注) 住設システム分野につきましては、2020年6月30日付で開発、生産および販売を中止する予定です。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

主要な営業所および工場	住 所
本 店	神 戸 市 中 央 区
関 東 支 社	東 京 都 新 宿 区
関 西 支 社	大 阪 市 此 花 区
明 石 本 社 工 場	兵 庫 県 明 石 市
明 石 工 場	兵 庫 県 明 石 市

事業報告

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

② 子会社の主要な営業所および工場

会社名	住 所
ノーリツ住設(株)	大阪府吹田市
(株)エスコアーツ	兵庫県加古郡稲美町
(株)ノーリツキャピタル	神戸市中央区
大成工業(株)	兵庫県明石市
信和工業(株)	兵庫県明石市
(株)アールビー	茨城県土浦市
(株)ハーマン	大阪府此花区
(株)多田スミス	兵庫県朝来市
ノーリツリビングテクノ(株)	東京都杉並区
(株)エヌ・エス・シー	東京都新宿区
(株)テラ・テック	石川県羽咋郡宝達志水町
能率(上海)住宅設備有限公司	中華人民共和国上海市
能率(中国)投資有限公司	中華人民共和国上海市
NORITZ AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国カリフォルニア州
能率電子科技(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
能率香港有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
東莞大新能率電子有限公司	中華人民共和国广东省东莞市
櫻花衛厨(中国)股份有限公司	中華人民共和国江苏省昆山市
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	中華人民共和国广东省佛山市
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州
Dux Manufacturing Limited	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州
Noritz USA Corporation	アメリカ合衆国カリフォルニア州
P B H e a t , L L C	アメリカ合衆国ペンシルベニア州
Facilities Resource Group LLC	アメリカ合衆国ミシガンを

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
国内事業	4,313(1,091)	△22(43)
海外事業	4,048(238)	△249(△183)
全社(共通)	128(20)	△16(2)
合計	8,489(1,349)	△287(△138)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄および前期末比増減欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。
3. 全社(共通)は、本社管理部門等であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社群馬銀行	300百万円
株式会社みなと銀行	50百万円

招集ご通知

株主総会
参考書類

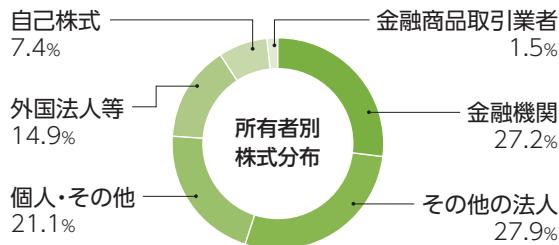
事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

2. 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 156,369,000株
 (2)発行済株式の総数 50,797,651株
 (3)株主数 4,736名



	持株数(株)	株主数(名)
■ 金融機関	13,818,363	32
■ その他の法人	14,177,554	202
■ 個人・その他	10,733,958	4,312
■ 外国法人等	7,541,086	163
■ 自己株式	3,774,143	1
■ 金融商品取引業者	752,547	26

(4)大株主の状況

順位	株主名	持株数(株)	持株比率(%)
1	第一生命保険株式会社	2,303,100	4.90
2	株式会社三井住友銀行	2,199,695	4.68
3	ノーリツ取引先持株会	1,936,609	4.12
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,759,100	3.74
5	株式会社長府製作所	1,520,000	3.23
6	THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON	1,437,600	3.06
7	ノーリツ従業員持株会	1,363,115	2.90
8	太田敏郎	1,350,100	2.87
9	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,303,600	2.77
10	ノーリツ得意先持株会	1,221,500	2.60

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
 2. 当社は自己株式3,774,143株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 3. 持株比率は、自己株式3,774,143株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	発行価格(新株予約権1個当たり)	行使価格(株式1株当たり)	行使期間
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	2016年 4月14日	308個	普通株式 30,800株	142,800円	1円	2016年4月15日から 2046年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	2017年 4月14日	258個	普通株式 25,800株	160,100円	1円	2017年4月15日から 2047年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	2018年 4月13日	266個	普通株式 26,600株	149,800円	1円	2018年4月14日から 2048年4月13日まで
株式会社ノーリツ 2019年 新株予約権	2019年 4月12日	274個	普通株式 27,400株	133,900円	1円	2019年4月13日から 2049年4月12日まで

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)		社外取締役		監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	145個	普通株式 14,500株	3名	145個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	187個	普通株式 18,700株	5名	187個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	218個	普通株式 21,800株	5名	218個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2019年 新株予約権	274個	普通株式 27,400株	5名	274個	—	—	—	—

(注)「株式会社ノーリツ2016年新株予約権」につきましては、4名が権利行使したことにより交付時より163個減少しております。「株式会社ノーリツ2017年新株予約権」につきましては、2名が権利行使したことにより交付時より71個減少しております。また「株式会社ノーリツ2018年新株予約権」につきましては、1名が権利行使したことにより交付時より48個減少しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	國井 総一郎	(株)みなと銀行社外取締役、神戸商工会議所副会頭
取締役 専務執行役員	腹巻 知	国内事業本部長、国内事業本部温水事業部長、 研究開発本部を管掌
取締役 専務執行役員	廣澤 正峰	国際事業本部長、能率(中国)投資有限公司董事長、 能率香港有限公司董事長、Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長、 Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長、 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director
取締役 常務執行役員	水間 勉	国内事業本部副本部長、 厨房事業部・バスライフ事業部・キッチンライフ事業部を管掌
取締役 常務執行役員	竹中 昌之	経営管理本部長
取締役	高橋 秀明	
取締役 (常勤監査等委員)	綾部 剛	
取締役 (監査等委員)	小川 泰彦	公認会計士小川泰彦事務所代表、(株)大阪取引所社外監査役、 大阪市高速電気軌道(株)社外監査役
取締役 (監査等委員)	正木 靖子	下山・正木法律事務所共同代表、 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役、 生活協同組合コープこうべ員外監事

- (注) 1. 取締役高橋秀明氏ならびに取締役(監査等委員)小川泰彦氏および正木靖子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために綾部剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役高橋秀明氏は、金融機関における長年の経験および会社経営者としての豊富な経験があり、財務、会計および会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(常勤監査等委員)綾部剛氏は、長年当社の財務部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)小川泰彦氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員)正木靖子氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役高橋秀明氏ならびに取締役(監査等委員)小川泰彦氏および正木靖子氏につきましては、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所に對し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
8. 当社は、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役澤田考之氏、綾部剛氏、白井弘氏および正木靖子氏は任期満了により退任し、このうち綾部剛氏および正木靖子氏が取締役(監査等委員)に就任しております。また、小川泰彦氏は2019年3月28日開催の第69回定時株主総会最終の時をもって、取締役を任期満了により退任し、同日付で取締役(監査等委員)に就任しております。
9. 代表取締役社長國井総一郎氏は、2019年5月17日付で一般社団法人神戸経済同友会代表幹事を退任し、2019年11月8日付で、神戸商工会議所副会頭に就任しております。
10. 取締役 常務執行役員水間勉氏は、2020年1月1日付で、地位は取締役となっております。
11. 取締役(監査等委員)正木靖子氏は、2019年3月31日付で、日本弁護士連合会副会長を退任しております。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	廣岡 一志	国内事業本部営業本部長
常務執行役員	久保田 典男	品質保証推進本部長
常務執行役員	東内 雅典	国内事業本部資材購買本部長
常務執行役員	久内 雅志	国内事業本部生産本部長
常務執行役員	井上 隆史	研究開発本部長
執行役員	瓜生 尚志	国際事業本部北米事業部長、 NORITZ AMERICA CORPORATION CEO
執行役員	楠 克博	国内事業本部営業本部副本部長
執行役員	池田 英礼	経営企画部長
執行役員	内田 知浩	国内事業本部営業本部サービス事業開発部長、 (株)エヌ・エス・シー代表取締役社長
執行役員	滝居 和弘	国内事業本部営業本部副本部長
執行役員	吉田 猛	研究開発本部副本部長
執行役員	吉本 厚志	研究開発本部副本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く。）	8名	224,902千円
取締役（監査等委員）	3名	23,652千円
監査役	4名	11,856千円
合計	15名	260,410千円

- (注) 1. 上記には、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役4名を含んでおります。なお、当社は2019年3月28日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額につきましては、2007年3月29日開催の第57回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額につきましては、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とすること、および当該報酬額の範囲内で取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについて決議いただいております。なお、当該報酬限度額には使用人分給とは含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額につきましては、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額につきましては、2003年3月28日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）および各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	高橋 秀明	重要な兼職はありません。	記載すべき関係はありません。
取締役 (監査等委員)	小川 泰彦	公認会計士小川泰彦事務所代表 (株)大阪取引所 社外監査役 大阪市高速電気軌道(株) 社外監査役	記載すべき関係はありません。
取締役 (監査等委員)	正木 靖子	下山・正木法律事務所共同代表 (株)ハイレックスコーポレーション 社外取締役 生活協同組合コープこうべ 員外監事	記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	高橋 秀明	当事業年度開催の取締役会16回のうち全回に出席し、金融機関での長年の経験および会社経営者としての豊富な経験から幅広い視点での発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小川 泰彦	当事業年度開催の取締役会16回のうち、取締役として3回出席、取締役(監査等委員)として12回出席し、また当事業年度開催の監査等委員会11回のうち全回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	正木 靖子	当事業年度開催の取締役会16回のうち、監査役として2回出席、取締役(監査等委員)として12回出席し、また当事業年度開催の監査役会3回、監査等委員会11回のうち、それぞれ全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

取締役 2名	7,500千円
取締役(監査等委員) 2名	9,000千円
監査役 2名	1,944千円

(注) 上記には、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名を含んでおります。なお、当社は2019年3月28日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額 61,700千円

当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 65,913千円

なお、当社連結子会社である能率(中国)投資有限公司、能率(上海)住宅設備有限公司、能率電子科技(香港)有限公司、東莞大新能率電子有限公司、櫻花衛厨(中国)股份有限公司、佛山市櫻順衛厨用品有限公司、NORITZ AUSTRALIA PTY LTD、Dux Manufacturing Limited、PB Heat, LLC、Facilities Resource Group LLCは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および水準について確認し、当年度の報酬が会計監査人の独立性を維持し、当社および連結子会社を含めた企業集団の監査環境および内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制および監査計画のもとでの会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、「子会社向けの一般的管理事項の整理と文書化のための支援業務」について委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。なお、当社は2019年3月28日付で監査等委員会設置会社に移行しております。それに伴い、同日開催の取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を改定しております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定して、その遵守を図る。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員 (CCO) を選任し、コンプライアンス経営を推進する。
- ③ 当社グループの各部門長をコンプライアンス責任者とし、各部門におけるコンプライアンス活動を推進し、報告を受けたコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為を発見した場合、法務担当部門に報告するとともに、当該行為の是正、解決を図る。
- ④ 法務担当部門が、当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。
- ⑤ 内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録の法定作成文書をはじめ、当社委員会・会議等の各議事録、決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存する。また、保存期間および保存部門は同規程において定める。
- ② 当社の重要情報については、「秘密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、「品質保証委員会」および「CSR委員会」等において、当社グループ全体の事業活動推進にあたって想定されるリスクについて評価し、対応方針・具体的対策等を検討して各部門へ指示等を行う。特に、品質問題については品質保証担当部門が当社グループ全体の品質保証業務を横断的に統括管理し、迅速・正確に問題の解決を図る。
- ② 「危機管理規程」を制定し、企業リスクを事前に回避するとともに、被害発生時にその損害額を最小化するために、全社リスク統括責任者を中心として、当社グループ全体のリスク管理体制構築の活動を推進する。
- ③ 監査担当部門が各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。

- ② 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ③ 執行役員制度を導入することにより経営の意思決定および監督、職務執行の機能を明確に分離し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の機能強化ならびに職務の効率性を確保する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社子会社の取締役は、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事故もしくは事件等が発生、または発生を予見した場合、「関係会社管理規程」などの社内規程に基づいて、直ちに関連当事者および関連部門へ報告する。
- ② 当社子会社の取締役は、営業成績、財務状況、および「関係会社管理規程」などの社内規程に定められたその他重要な情報につき、定期的に関連当事者または関連部門へ報告する。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 経営企画部門は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案・推進を行い、当社子会社の経営を支援する。
- ② 当社子会社は、当社と協議して決定した戦略に基づき、政策立案・活動をする。
- ③ 当社子会社に対する支援業務および管理業務は、「関係会社管理規程」に基づき、所定の当社部門が行う。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を置く。
- ② 監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会の職務を補助する期間および必要人数を確認し、適任者を選定した後、監査等委員会の承認の上で当該使用人を任命する。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性、並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に基づき、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制について協議し、当該体制を整備するよう取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して要請する。
- ② 当該使用人への指示・命令・評価は監査等委員会が行う。
- ③ 当該使用人は、監査等委員会の職務補助を専任として行う。ただし、監査等委員会の同意を得て兼任させることができる。

(9) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役会以外のその他重要会議への出席権限を有し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社経営に重大な影響をおよぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員である取締役に報告する他、緊急を要する場合は、その都度監査等委員である取締役に報告する。また、監査等委員会は必要に応じ、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制の整備を要請する。
- ③ 「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、企業倫理担当役員は、ノーリツグループ全体の内部通報についての調査結果を、適宜監査等委員会に報告する。

(10) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な処遇、不当な処分を行わない。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス違反を通報した者は、「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、不利益な処遇、不当な処分を一切受けず、不利益な処遇、不当な処分を行った者は、就業規則により懲戒に処する。

(11) 監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、職務上必要と認める費用についてあらかじめ予算計上しておくことが求められ、緊急または臨時に支出した費用であっても、事後において償還を請求することができる。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査担当部門とは適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言および意見交換を行う。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「ノーリツグループコンプライアンス規程」に基づき、企業倫理担当役員、コンプライアンス責任者および推進者を定めております。また、コンプライアンス月間を年2回定め、当社各部門および各子会社でコンプライアンスに関する取組みを実施し、「ノーリツグループ行動基準」の浸透を図っております。加えて、内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、内部および外部の2つの通報窓口において、当社グループの役員および従業員からの情報提供・相談の受付を行っております。

また、財務報告の信頼性を確保することを目的とした財務に係る業務の仕組みも整備・構築しており、適切な運用を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」および「秘密情報管理規程」に基づき、適切に管理しており、特に取締役会の会議資料については、専用システムにおいてより厳格に管理を行っております。また、より適切な社内情報の管理を行うため、毎年定期的に従業員を対象とした「情報セキュリティ研修」を実施しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」等のリスク関連規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築しております。また、「CSR委員会」の下部組織として「ガバナンス会議」を設置し、さらに各本部においてリスク管理推進者を定めることで、各部門においてリスクマネジメント活動が浸透する体制を整備しております。その中で、企業リスクと投機リスクを含めた全てのリスクについて評価を実施した上で、重要リスクを選定し、当該重要リスクへの対応を進めております。加えて、子会社においても同様にリスク管理体制の整備を進めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を行うとともに、重要事項については取締役会等の会議体を経て意思決定を行うことで職務の適正性を確保しております。また、取締役の職務の執行がより効率的に行われることを目的として、取締役会から執行部門への権限委譲を前提とした「職務権限規程」の改定を適宜実施しております。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」において「関係会社レポートライン」を整備しております。これにより、問題事象の発生時または発生可能性の予見時に、子会社が当社に対して迅速に必要な情報を伝達するルールが明確化されております。また、子会社の取締役は「関係会社管理規程」等の社内規程に定められた重要な情報について、関連当事者および関連部門へ定期的に報告を行っております。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

所定の当社部門は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する支援および管理業務を行っております。また、国内外の子会社におけるマネジメントの標準化を推進しております。

加えて、子会社の取締役等の職務の執行における重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社において事前確認または決裁を行っております。

(7) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会監査の実効性確保を目的として、監査等委員会の職責と監査体制を定めた「監査等委員会監査等基準」および「監査等委員会規程」等の規程類を整備するとともに、取締役から独立して監査等委員会の職務補助を行う使用人を選定しております。

また、監査等委員会は代表取締役および会計監査人それぞれとの定期的な意見交換を行っております。加えて、監査等委員会においては、監査担当部門の内部監査計画・結果等に対する助言および意見交換ならびに社外取締役に対する取締役会議案の事前説明などにより、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備・構築し、適切に運用しております。

なお、「内部統制システム構築に関する基本方針」の取組み結果については、取締役会において企業倫理担当役員である取締役兼常務執行役員経営管理本部長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2019年2月13日に開催された取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の一部改定および継続を決定し、また、本対応方針は同年3月28日に開催された第69回定時株主総会において承認可決いただいております（以下、「本対応方針」といいます。）。本対応方針の概要は以下のとおりであります。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付行為を行う大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会から独立した組織として社外取締役で構成する特別委員会の助言・勧告を受け、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりであります。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出
大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した表明書を提出していただくこととします。

② 大規模買付情報の提供とその開示

大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。

③ 取締役会評価期間および株主熟慮期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間または90日間を取締役会による評価期間として与えられるものとします(この期間には、特別委員会による大規模買付行為の評価期間を含みます。また、当社取締役会が、特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大14日間延長できるものとします。)。取締役会評価期間満了後30日間は、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報およびこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。

大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由は、次のとおりであります。

① 本対応方針に沿うものである理由

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の大規模買付行為から、当社株主共同の利益を保護するという目的をもって定めたものであります。大規模買付ルールの概要は、大規模買付者に大規模買付ルール遵守表明書の提出を求め、大規模買付情報の提供とその開示後、当社取締役会による評価期間を経て、当社株主の皆様が大規模買付者からの提案に応ずるか否かについて適切な判断をしていただくものであり、当社株主共同の利益を保護するという目的に適うものであります。

② 株主共同の利益を損なうものではない理由

大規模買付ルールは、当社株式の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合において、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の助言・勧告を踏まえて、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じるものであり、また対抗措置の発動は当社株主の皆様が直接の意思に依拠するものであるため、株主共同の利益を損なうものではありません。

③ 当社役員の地位を維持するものではない理由

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じます。また、対抗措置の発動には当社取締役会から独立した特別委員会の助言・勧告に原則従うものとされているとともに、適正な運用を担保する手続きも定められています。したがって、大規模買付ルールは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	117,922	流動負債	63,167
現金及び預金	31,591	支払手形及び買掛金	40,941
受取手形及び売掛金	46,345	短期借入金	1,252
電子記録債権	14,501	未払金	10,294
有価証券	612	未払法人税等	523
たな卸資産	20,037	賞与引当金	486
その他	5,209	役員賞与引当金	12
貸倒引当金	△375	製品保証引当金	873
固定資産	81,382	製品事故処理費用引当金	36
有形固定資産	35,969	その他	8,746
建物及び構築物	14,647	固定負債	21,336
機械装置及び運搬具	6,232	繰延税金負債	45
土地	9,521	役員退職慰労引当金	70
建設仮勘定	511	製品保証引当金	2,083
その他	5,057	環境対策引当金	8
無形固定資産	10,460	退職給付に係る負債	13,101
のれん	2,063	その他	6,026
その他	8,397	負債合計	84,503
投資その他の資産	34,951	純資産の部	
投資有価証券	29,464	株主資本	103,365
長期貸付金	300	資本金	20,167
繰延税金資産	2,583	資本剰余金	22,956
その他	2,737	利益剰余金	66,347
貸倒引当金	△134	自己株式	△6,106
資産合計	199,305	その他の包括利益累計額	7,600
		その他有価証券評価差額金	9,897
		為替換算調整勘定	△41
		退職給付に係る調整累計額	△2,255
		新株予約権	110
		非支配株主持分	3,724
		純資産合計	114,801
		負債・純資産合計	199,305

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		208,396
売上原価		143,935
売上総利益		64,460
販売費及び一般管理費		61,766
営業利益		2,693
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	980	
受取賃貸料	153	
その他	340	1,474
営業外費用		
支払利息	117	
支払手数料	21	
固定資産賃貸費用	102	
為替差損	135	
貸倒損失	112	
アドバイザー費用	103	
その他	137	730
経常利益		3,437
特別利益		
投資有価証券売却益	227	
受取保険金	10	
退職給付制度終了益	23	261
特別損失		
固定資産処分損	64	
減損損失	657	
事業整理損失	43	765
税金等調整前当期純利益		2,933
法人税、住民税及び事業税	843	
法人税等調整額	526	1,370
当期純利益		1,562
非支配株主に帰属する当期純利益		50
親会社株主に帰属する当期純利益		1,512

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

計算書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	66,975	流動負債	45,870
現金及び預金	9,705	支払手形	3,731
受取手形	3,536	買掛金	32,388
電子記録債権	12,807	短期借入金	850
売掛金	27,138	未払金	4,976
有価証券	612	未払費用	1,270
商品及び製品	6,901	預り金	562
仕掛品	286	前受収益	399
原材料及び貯蔵品	1,453	賞与引当金	305
前払費用	301	製品保証引当金	269
その他	4,302	製品事故処理費用引当金	39
貸倒引当金	△72	関係会社整理損失引当金	284
固定資産	81,408	その他	792
有形固定資産	20,179	固定負債	13,137
建物	8,086	繰延税金負債	483
構築物	259	退職給付引当金	7,082
機械及び装置	2,888	製品保証引当金	1,097
車両運搬具	49	資産除去債務	178
工具器具備品	1,359	その他	4,295
土地	7,249	負債合計	59,007
リース資産	194	純資産の部	
建設仮勘定	92	株主資本	79,462
無形固定資産	2,357	資本金	20,167
借地権	9	資本剰余金	22,956
ソフトウェア	2,282	資本準備金	22,956
その他	65	利益剰余金	42,444
投資その他の資産	58,871	利益準備金	1,294
投資有価証券	29,230	その他利益剰余金	41,150
関係会社株式	20,784	技術研究積立金	250
関係会社出資金	4,597	配当準備積立金	160
長期貸付金	258	設備投資積立金	500
関係会社長期貸付金	2,192	退職給与積立金	130
長期前払費用	826	土地圧縮積立金	21
その他	1,065	価格変動積立金	54
貸倒引当金	△83	特別償却準備金	143
資産合計	148,384	別途積立金	25,609
		繰越利益剰余金	14,281
		自己株式	△6,106
		評価・換算差額等	9,803
		その他有価証券評価差額金	9,803
		新株予約権	110
		純資産合計	89,376
		負債・純資産合計	148,384

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		141,202
売上原価		109,082
売上総利益		32,120
販売費及び一般管理費		32,597
営業損失		477
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,446	
受取賃貸料	254	
その他	140	1,841
営業外費用		
支払利息	20	
固定資産賃貸費用	228	
為替差損	61	
アドバイザー費用	103	
その他	10	424
経常利益		939
特別利益		
投資有価証券売却益	227	
受取保険金	10	
退職給付制度終了益	23	261
特別損失		
固定資産処分損	39	
減損損失	220	
関係会社整理損失引当金繰入額	284	544
税引前当期純利益		656
法人税、住民税及び事業税	22	
法人税等調整額	301	323
当期純利益		332

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北山久恵 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 俣野広行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノーリツの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は希望退職の募集を行っている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北山 久恵 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノーリツの2019年1月1日から2019年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は希望退職の募集を行っている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月18日

株式会社ノーリツ 監査等委員会

常勤監査等委員 綾 部 剛 ㊟

監査等委員 小川 泰彦 ㊟

監査等委員 正木 靖子 ㊟

(注) 監査等委員小川泰彦及び正木靖子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第70回 定時株主総会 会場ご案内図

【株主総会 会場】

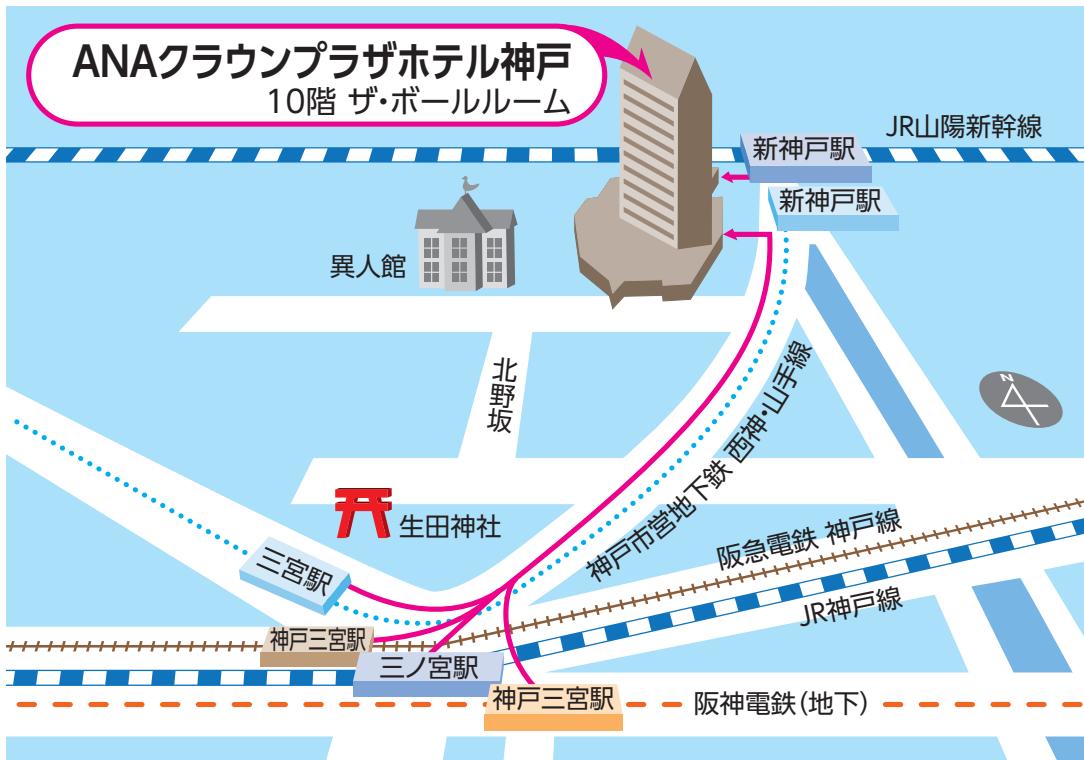
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

神戸市中央区北野町1丁目 TEL:078-291-1121 (代表)

ANAクラウンプラザホテル神戸

検索

<https://www.anacrownplaza-kobe.jp/>



交通のご案内

- JR山陽新幹線「新神戸駅」改札口から連絡橋を渡ってすぐ
- 神戸市営地下鉄 西神・山手線「新神戸駅」直結
(JR「三ノ宮駅」阪急「神戸三宮駅」阪神「神戸三宮駅」から乗り換えて1駅)

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。
また、この印刷物は、森林環境にやさしい「FSC®認証紙」、
「ベジタブルインキ」を使用しています。